第５章

５章　景観形成を支える資源の指定方針や整備に関する事項

１．景観重要建造物の指定の方針

景観計画区域内の良好な景観形成を図るうえで重要な役割を担っており、道路等その他公共の場所から公衆によって容易に望見されるもので、以下の項目のいずれかに該当する建造物については、「景観重要建造物」に指定することができるものとします。

指定にあたっては、所有者の合意が得られたうえで指定します。

① 優れたデザインを有し、中富良野町全域や地域にとってシンボル的な存在であり良好な景観形成に寄与する建造物であること

② 地域の自然・歴史・文化等の観点から特徴を有し、良好な景観形成に寄与する建造物であること

③ 街角や目によく留まる場所に位置するなど、市街地や公共施設周辺等の公共性の高い場所において、良好な景観形成に寄与する建造物であること

④ 地域住民等による維持や管理、活用等が積極的かつ継続的に行われており、地域に広く愛されている建造物であること

■中富良野町で考えられる候補

レンガ造の農業用倉庫

石造の農業用倉庫

■他都市事例

〈北海道黒松内町景観重要建造物〉

ミニビジターセンター

黒松内温泉　ぶなの森

特産物手作り加工センタートワ・ヴェール

２．景観重要樹木の指定の方針

景観計画区域内の良好な景観形成を図るうえで重要な役割を担っており、道路等その他公共の場所から公衆によって容易に望見されるもので、以下の項目のいずれかに該当する樹木については、「景観重要樹木」に指定することができるものとします。

指定にあたっては、所有者の合意が得られたうえで指定します。

① 樹形や樹高が、中富良野町全域や地域にとってシンボル的な存在であり良好な景観形成に寄与する樹木であること
② 地域の自然・歴史・文化等の観点から特徴を有し、良好な景観形成に寄与する樹木であること
③ 街角や目によく留まる場所に位置するなど、中心市街地や公共施設周辺等の公共性の高い場所において、良好な景観形成に寄与する樹木であること
④ 地域住民等による維持や管理が積極的かつ継続的に行われており、地域に広く愛されている樹木であること

■中富良野町で考えられる候補

三本の栗の木

ポプラ

■他都市事例

〈山形県米沢市景観重要樹木〉

万歳の松

〈静岡県富士市景観重要樹木〉

イチョウ

エノキ

３．景観重要公共施設の指定及び整備等に関する事項

（１）指定に関する事項

景観計画区域内の道路や河川などの公共施設のうち、良好な景観形成を図るうえで重要な施設については、以下の指定基準に基づき、国、道等の公共施設管理者等との協議・同意のもと、「景観重要公共施設」に指定することができるものとします。

① 豊かな生態系や農業などの産業を支える河川
② にぎわいと交流を生む道路、広域の地域間を繋ぎ圏域の沿道景観を印象付ける道路
③ 自然環境を育み、人々の憩いや交流の場として身近に親しまれている公園
④ その他、本町の景観づくりにおいて重要な要素となる公共施設

＜中富良野町で考えられる景観重要公共施設の候補＞

（委員会で出された）中富良野町の道路・河川（軸）	
国道	国道 237 号
道道	道道 759 号、道道 851 号、道道 298 号、道道 705 号
町道	町道　吉井線、町道　北１４号線、町道　北１８号線、町道　北９号線、町道　基線、町道　北７号線
遊歩道等	桜づつみ遊歩道、森林公園遊歩道
河川	富良野川、ヌッカクシ富良野川、ベベルイ川、シプケウシ川、デボツナイ川
公園	なかふらのドリームパーク、中富良野森林公園、なかふらのフラワーパーク

（２）整備に関する事項

指定された「景観重要公共施設」については、以下の整備方針に基づき、町の良好な景観形成に資する施設整備を図ります。

また、「景観重要公共施設」の整備にあたっては、必要に応じて国、道等の公共施設管理者との協議・連携のもと、取組を進めます。

＜整備方針＞

道路	・ 道路付属物は、景観を阻害しない配置や景観色の使用により周囲との調和を図ります。 ・ 街路樹や植樹桝等、沿道緑化環境の整備を推進します。 ・ 防雪柵、固定式視線誘導柱（矢羽根）、冬季の安全に必要な附属物は、夏季の景観への影響も配慮した整備を進めます。
河川	・ 河畔林や護岸、堤防等、治水面との整合を図りつつ、石狩川水系の変化に富んだ魅力ある景観の維持、形成等に努めます。 ・ 照明柱などの工作物等は、設置位置や形態意匠、色彩に配慮し、周辺の自然景観と調和するような河川景観の形成に努めます。
計画中の道路	・ 高架など長大な工作物は、周辺景観や環境、景観資源への眺望に大きな影響を与える恐れがあります。 ・ 高架等が与える視覚・心理的圧迫感の軽減や眺望性の確保について、施設管理者等との協議を進めます。 ・ 森林区間では、自然景観の連続性のみならず、自然環境の分断による動植物への影響が懸念される為、影響を抑えるよう施設管理者等との協議を進めます。
公園	・ 来訪者と住民が行き交う交流空間を演出し、潤いと憩いの空間とするため、緑の充実を図ります。 ・ 憩いと潤いの場、そして地域のシンボルとなるよう、地域と利用者の特性を踏まえた公園整備を図ります。

４．景観資産の指定に関する事項

景観法の規定による「景観重要建造物」「景観重要樹木」「景観重要公共施設」に当てはまる物以外にも、中富良野町の景観において重要な事物や、中富良野らしい象徴的な風景等、皆で大切にしていきたいものを、中富良野町の景観資産として指定していきます。

景観資産の存在や魅力を情報発信し、町民の共有資産としてその価値を共有していくことで、親しみのもてる景観づくりの機運醸成を図ります。

<中富良野町で考えられる景観資産の一例>

・北星山から見る田園風景と山並み
・なかふらのラベンダーまつり＆花火大会

５．屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する基本的事項

■基本的な考え方

屋外広告物は、目的地への案内・誘導や対象物の解説など、人々に対して必要な情報を伝達する役割を果たしているなど、町のイメージを印象付ける景観形成上重要な役割を果たしています。そのため、地域性や周辺の景観への配慮がない屋外広告物は、街なみや周辺の自然景観との調和を損ねるなど景観を阻害する要素となり得ます。

以上を踏まえ、屋外広告物を伴う建築物や工作物の建設等においては、地域性や景観との調和に配慮した屋外広告物のあり方についても誘導を図ることとします。

６．景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項

■基本的な考え方

景観農業振興地域整備計画は、景観計画区域のうち農業振興地域内において、営農環境が周囲との調和を織りなし、良好な景観を形成している地域について定めることができ、景観作物の作付けなど、景観に配慮した農業景観づくりを地域で取り組む場合に法的な後押しを行うものです。

今後は、中富良野町の特徴的な農業景観を保全・創出するための施策を講じ、地域の景観に配慮しつつ、良好な営農条件を確保していくために、町の農業振興地域計画との整合性を図り、それを後押しできる景観農業振興地域整備計画の策定について検討します。

７．景観づくりを支える仕組みに関する事項

（１）景観整備機構の指定の検討

景観整備機構制度は、地域住民等を含めた民間活力の活用により、景観行政団体と役割分担しながら、共に良好な景観の形成の推進を図るものです。（法９２条第１項）

自発的な景観の保全及び整備の推進を図るため、景観の保全や整備能力のある一般社団法人、一般財団法人又はNPO、景観行政団体を景観整備機構として指定し、指定された団体を良好な景観形成を担う主体として位置付けます。

■景観整備機構のポイント

- 景観行政団体は景観整備機構の趣旨を踏まえて積極的に指定を行うことが望ましい。
- 一つの景観行政団体が、複数の景観整備機構の指定を行うことは差し支えない。
- 景観行政団体の長に指定された景観整備機構は、当該景観行政団体の区域において業務を行うものであって、複数の景観行政団体の区域において、景観整備機構としての業務を行う場合は、それぞれの景観行政団体の長の指定が必要となる。
- 景観行政団体が景観整備機構の指定を行う際は、当該公益法人又はＮＰＯが、法第 93 条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるか否かについて、組織や資金等の面から判断する。
- 指定の申請は、定款又は寄付行為のほか、業務計画書や事業計画書、資金計画書等、当該公益法人又はＮＰＯが当該業務を適正かつ確実に遂行する能力を有するかを判断するために必要となる書類を提出させることが望ましい。

（２）景観協議会設立の検討

景観協議会は、景観法に基づき設けられ、景観計画区域内における良好な景観形成に向けた景観づくりのためのルールなど必要な協議を行う機関で、行政と住民等が協働で取り組むための組織です。協議会は、景観行政団体や景観重要公共施設の管理者および景観整備機構が組織できるものですが、関係する他の公共団体だけでなく、必要に応じて公益事業者や住民等の関係者を加えることも可能です。また、行政区域を超えた景観形成に取り組むため、景観行政団体同士が組織することもできます。地域ごとの景観を守り磨くルールの検討や商店街の修景、地域の活性化につながるイベントの開催等を検討する等の場となります。本町においては、中富良野町景観計画の策定後、景観協議会の設立を検討していきます。

■景観協議会指定のポイント

- 協議会で決めた事柄には、協議会構成員に法的な尊重義務が発生する。（法第 15 条第３項）
- 良好な景観形成を持続的に推進していくために利害の異なる課題について協議・調整を図りながら課題解決を図っていくために景観協議会の制度を創設したものであり，その積極的な活用が望ましい。
- 一つの景観計画区域において複数の課題が存在する場合、それぞれの課題の関係者により構成される複数の景観協議会の組織も可能。
- 隣接する二つ以上の景観計画区域が連携する必要があるような場合、互いの景観協議会に他方が関係行政機関として構成員となり、協議会を共同開催するなど一体的に運用することも考えられる。

（３）景観協定締結の検討

景観協定は、地域の良好な景観形成のために、景観計画区域内の土地所有者等がその全員の合意により設定できる協定で、景観法に基づき締結できるものです。地域住民が自主的にルールを定め、運用することで、地域の良好な景観の保全・増進等を図ることにつながります。（法第 81 条第 1 項）

協定には、建築物や工作物、屋外広告物などをはじめ、ソフト面も含めた景観に関連する事柄を一体的に定めることが可能です。

■景観協定のポイント

- 地域の状況に応じたきめ細かなルールを地域住民が取り決めることができる。
- 景観協定の目的となる土地の区域を景観協定区域として定められる。
- 良好な景観形成のため以下の事項のうち必要なものを定められる。
  (1) 建築物の形態意匠に関する基準
  (2) 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準
  (3) 工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準
  (4) 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する基準
  (5) 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準
  (6) 農用地の保全又は利用に関する事項
  (7) その他良好な景観の形成に関する事項（屋外広告物、駐車場、照明、美化活動等）
- 協定の有効期間を５年以上３０年以下の期間で定められ、自動更新を行うことも可能。
- 新たに土地所有者等になった人にも、協定の内容は継承されるため有効。
- 景観協定に違反した場合、不当に重い措置を科すことはできないが、原状回復等の請求や裁判所への提訴等、措置について定められる。